

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る 基本方針

ぐんぎん証券株式会社

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）もしくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱いまたは売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客さまへの配分において、お客さまの多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客さまの需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客さまへの配分を行います。
なお、機関投資家のお客さまにつきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。

（1）新規公開株で抽選による配分の場合

新規公開株の個人のお客さまへの配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。なお、（1）における個人のお客さまとは、機関投資家を除く法人のお客さまを含みます。

新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

- A. 抽選は、ブックビルディング期間中に当社抽選口に行われた需要申告または配分の申込みのうち、個人のお客さまからのものを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後5時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客さまへの配分予定数量の10%を当該抽選に付すことといたします。なお、できるだけ多くのお客さまに配分が行われるよう、一人のお客さまへの当選数量の上限は一単位としております。
- B. 抽選にあたっては、抽選対象となる需要申告または配分の申込みに番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。
- C. 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなし、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となることはありません。
- D. 抽選に当選されたお客さまには、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨および払込みの要領を電話等でお知らせいたします。当選されなかったお客さまには、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- E. 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げることまたは抽選による配分を採用しないもしくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。
 - （a）ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
 - （b）個人のお客さまの配分の申込み数量が当社における個人のお客さまへの配分予定数

量に満たない場合

(c) 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

(d) 抽選を行う数量が5単元に満たない場合

(e) その他合理的な理由がある場合

F. 当選の辞退（キャンセル）があった場合の取扱いは、当該数量を抽選によらない配分に組み入れることといたします。

(2) 新規公開株で抽選によらない配分の場合

お客さまのニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客さまによる申込みを中心に配分することとしています。

A. 適合性の原則に関する基準

当社は、新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分にご理解いただいたお客さまを対象に配分を行うこととしております。そのため、お客さまの投資経験、お預りしております資産の状況、お取引の状況等を総合的に勘案して配分を行います。

B. 短期売買の排除に関する基準

当社は、新規公開株の公開後の株価動向の推移を重視しており、長期保有をさせていただけるお客さまを中心に配分を行います。そのため、お申込みの段階でお客さまに保有に関する意思を確認させていただくことがあります。

C. ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

当社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客さまを優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客さまの申込みおよびその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただく場合があります。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分および個人のお客さま以外のお客さまへの配分（以下「その他の配分」といいます。）につきましては、お客さまのニーズを的確に勘案した上で、上記（2）の基準に合致するお客さまによる申込みを中心に配分することとしています。

4. 当社は、過度な集中配分および不公正な配分とならないよう、次に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。

(1) 年間を通して新規公開株の配分は一人のお客さまにつき4回を上限としております。

(2) 原則として、前回新規公開株の配分を行ってから次の配分を受けられるまでに1ヶ月間のインターバルを設けております。

(3) 抽選によらない方法による配分につきましては、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量の10倍程度を目安に配分を行います。

なお、この上限は、上記3.（1）に規定の抽選による配分の平均数量を勘案して変更さ

れることがあります。

5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなさったお客さま、またはブックビルディングとは別に配分の申込みをなさったお客さまの両者の中から決定いたします。
(新規公開株の抽選による場合については、3.(1) A. をご参照。)
ただし、お客さまから申告または申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告または申込みをされていないお客さまにも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 需要申告および配分の申込みは、お取引店舗へのご来店またはお電話で受け付けます。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書および目論見書に記載されます。また、これらに需要申告および配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページおよび営業店の店頭においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、1. から6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディングまたは配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、お客さまの損失を補填しまたは利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員および暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。
なお、需要申告および配分の申込みがこれらに該当するお客さまからのものであることが判明した場合、その申告または申込みはお受けいたしません。
10. 株券等を配分した先のお客さま（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客さまの名称およびそのお客さまに配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

(平成 28 年 6 月)